

## 堀川下立売団地・出水団地第3棟改修基本構想策定業務に係る 公募型技術提案（プロポーザル）手続開始について

次のとおり技術提案の提出を求めます。

平成27年4月23日

京都府住宅供給公社 理事長 小石原 範和

### 1 技術提案に係る事項

#### (1) 業務の名称

堀川下立売団地・出水団地第3棟改修基本構想策定業務（以下「本件業務」という。）

#### (2) 業務の内容

下立売団地及び出水団地第3棟等の改修に係る基本構想の策定を行う。

#### (3) 履行期限

平成28年3月25日

### 2 手続等

#### (1) 技術提案に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104-2

京都府住宅供給公社 業務推進部（京都府庁西別館2階）

電話番号 075-431-4151 ファクシミリ番号 075-432-2049

#### (2) 募集要領及び作成要領の交付期間等

次のとおり、「堀川下立売団地・出水団地第3棟改修基本構想策定業務に係る公募型技術提案（プロポーザル）募集要領」（以下「募集要領」という。）及び「参加表明書及び技術提案書作成要領」を交付する。

ア 交付期間 平成27年4月23日(木)から平成27年5月15日(金)まで  
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

イ 交付場所 (1)に同じ。

なお、京都府住宅供給公社ホームページからダウンロードすることができる。

ウ 交付方法 交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

#### (3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 平成27年5月18日(月)午後5時まで

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送すること。

ただし、郵送する場合は書留郵便により、平成27年5月18日(月)午後5時までに必着のこと。

(4) 技術提案書の提出期限等

- ア 提出期限 平成27年6月25日(木)午後3時まで
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参すること。

3 技術提案に参加する者に必要な資格  
募集要領2(1)から(10)による。

4 委託候補者の選定等

(1) 技術提案書の提出を求める者の選定

本件業務の技術提案に参加を希望する者の業務実績等の資料を添付した参加表明書をもとに、(3)の評価項目により、選考委員会において技術提案書の提出を求める者を5者程度選定する。

(2) 委託候補者及び次点候補者の特定

(4)の評価項目により、選考委員会において、技術提案書を提出した者の中から、委託候補者及び次点候補者を特定する。

(3) 技術提案書の提出を求める者の選定に係る評価項目

募集要領3(1)による。

(4) 委託候補者の特定に係る評価項目

募集要領3(2)による。

(5) 適切な提案がない場合等においては、委託候補者の特定は行わない。

5 契約の締結等

(1) 発注者が委託候補者として特定した者と交渉の上、随意契約により本件業務の契約手続きを行う。

なお、委託候補者との契約が不調となった場合は、次点委託候補者として特定した者と交渉を行う。

(2) 契約時における業務委託料は、技術提案時に委託候補者が提出した本件業務の「見積価格」以内とする。

(3) 契約保証金は、業務委託料の100分の10以上の額とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は免除する。

ア 契約者が保険会社との間に京都府住宅供給公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 地方自治法施行令第167条の5又は第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と、当該契約と種類を同じくすると認められ、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- 6 委託候補者の特定の取消し  
次の要件のいずれかに該当する場合には、委託候補者の特定を取り消すことがある。  
ア 3の資格がない者が技術提案書を提出した場合。  
イ 委託候補者として特定された後、契約を締結するまでに京都府工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合。  
ウ 技術提案に関する要件に該当しない場合。  
エ 委託候補者の決定通知受領後7日以内に契約しない場合。  
オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされた場合。
- 7 参加報酬  
無報酬とする。
- 8 選定又は特定の取り止め  
参加表明者又は技術提案者が1者となった場合は、選定又は特定を取り止めることがある。
- 9 辞退に係る取扱い  
技術提案書の提出者となる者が、技術提案書の提出を辞退する場合は、技術提案書の提出期限までに辞退できるものとする。  
この場合、具体的な理由を付した辞退届を提出しなければならない。（様式任意）
- 10 その他  
(1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。  
(2) 契約書作成の要否  
要する。  
(3) 手続に係る質疑窓口  
2の(1)に同じ。  
(4) その他手続きの詳細は、募集要領による。